

電子納品特記仕様書

1 本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「静岡県中部市町版電子納品運用ガイドライン(案)」(以下、「ガイドライン」という。)に示されたファイルフォーマットで作成されたものを指す。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の書類の取り扱いについては、発注者と協議するものとする。

また、以下の項目について、工事着手前に発注者と協議すること。

- ・電子納品対象書類とそのファイル形式
- ・検査時の対応

2 成果物は、「ガイドライン」に基づき作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3 成果物は、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 電子納品対象外となる書類データは、従来通り紙での納品とする。

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

- 1 請負者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付きなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。